

## 白河ブランド再構築プロジェクト（リブランディング）事業業務委託 仕様書

この仕様書は、下記の業務を実施するにあたり必要な事項等を定める。なお、仕様書の取り扱い又は仕様書の内容に疑義が生じた場合は、農政課担当者の指示によることとする。

### 1. 業務名称

白河ブランド再構築プロジェクト（リブランディング）事業業務委託

### 2. 業務目的

本業務委託では、「農産物ブランド白河しろもの」の事業展開を通じて、地域に長く愛されるブランドを作り、地域住民による白河産の魅力の再発見や消費の促進につなげるとともに、市外・県外への販路拡大とその産地である白河をPRしていくことを目的とする。

また、制度開始から一定期間が経過したことを踏まえ、これまでの取組の成果や課題を整理し、今後のブランド戦略の展開を見据えたブランド制度の構築を図ることを目的とする。

### 3. 業務内容

本業務は、次に掲げる内容を基本とし、市との役割分担等についてはプロポーザル時の企画提案等を踏まえ、別途協議する。

#### (1) 白河市農産物ブランド制度再構築に向けた制度設計支援

新たな認証制度の具体化に向けて、市からの相談に応じるとともに、専門的知見を有する人材等を活用しながら、客観的かつ多角的な視点から制度設計に向けた基礎調査を実施する。また、その結果を踏まえ、制度設計案の作成及び提案を行う。さらに、認証事業者への説明会の開催を支援するとともに、説明会への出席や資料作成等を通じて制度内容の周知を図り、制度移行に向けた必要な調整を行う。

#### (2) 認証食品の集中PR

前年度までに認証した食品の認知度向上を図るため、プレスリリースやSNS等を活用した情報発信を行うとともに、首都圏の主要駅周辺や商業施設等において、認証食品を使用したメニュー提供等のプロモーションを一定期間実施する。また、タペストリー、リーフレット、特設ページ等の販促物を作成し、認証食品およびブランドの魅力を効果的に発信するとともに、白河市への誘客につながる情報発信を行う。

#### (3) 認証事業者のフォローアップ

認証事業者を対象に、リブランディングに向けた意識醸成や販路拡大等を目的とした勉強会を実施する。

#### (4) 首都圏における認証食品の店舗提供

認証食品の販売促進および販路拡大を目的として、首都圏の飲食店等において、認証食品を使用したメニュー提供を一定期間実施する。実施に当たっては、飲食店関係者が生産地を訪問する機会を設けるなど、生産者の想いや生産背景への理解促進を図る取組を行うとともに、認証食品の評価や今後の販促展開に関する助言等を認証事業者へ提供する。

(5) 認証食品の販路開拓プロモーション

認証食品の販売促進および販路拡大を目的として、受注者のネットワークや販路等を活用し、飲食店や小売事業者等に向けた情報発信、メニュー提案、採用促進等を一体的に行うプロモーションを実施する。これにより、認証食品およびブランドの認知度向上を図るとともに、継続的な取引の創出および販路拡大につなげる。

(6) 白河市農産物ブランド戦略委員会の運営補助

認証組織である白河市農産物ブランド戦略委員会の運営を支援するため、年間5回程度開催する委員会に出席し、事務局と連携の上、資料作成や会議運営の補助等を行う。

(7) 効果測定

プロモーションの実施結果について、SNS 閲覧数、来店数、取扱店舗数等の指標により効果を整理し、市へ報告すること。

(8) 打合せ協議記録簿の作成

受注者は、業務打合せの内容について打合せ記録簿を作成し、市の承認を受けるものとする。

なお、受託者は必要に応じて、上記(1)～(8)に掲げる内容のほか、本市の農産物ブランドの構築に資する取組について提案することができる。ただし、当該提案は年度内に完結し、かつ、提案限度額内で実施可能なものとする。

4. 成果品の提出

成果品として、次のものを紙面及び電子媒体(CD-R等)にて2部ずつ提出すること。

(1) 実施内容の実績報告一式

(2) その他本業務に付随する資料で市が求めたもの。

5. その他

(1) 業務を円滑に進めるため、常時、市の担当職員と緊密な連絡をとることができる体制を構築するとともに、市が求める場合は適宜打合せを行うなど、誠意をもって業務を遂行すること。

(2) 著作権をはじめ本業務の成果品における一切の権利は、市に帰属すること。

(3) 肖像権については、受託者の責任において権利者等へ了解を得た上で成果品を納入すること。

(4) 本業務において使用するデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において使用許可を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者はその一切の責任を負うこととする。

(5) 本業務において、権利等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、本市は責任を負わない。

(6) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。契約終了後も同様とする。

(7) 本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を順守すること。

(8) 受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請け負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、市の承諾を得たときはこの限りではない。

(9) 本仕様書に定めのない事項については、市と受託者とが協議して定めるものとする。